

(財)柔道整復研修試験財団について

柔道整復研修試験財団の概要

<沿革>

昭和63年5月 柔道整復師の資質向上を目的とした、柔道整復師法を改正する法律が成立。

(主たる改正内容)

- ①免許権者・試験実施者を都道府県知事から厚生大臣に移行、
- ②受験資格の変更(養成期間を2年間から3年間へ)
- ③指定登録機関、指定試験機関制度の導入

平成元年11月 法改正の趣旨を踏まえ、柔道整復師試験・登録事務を担う他、柔道整復師の資質向上に寄与することを目的とし、柔道整復研修試験財団が発足

<所在地> 東京都港区高輪3-25-33

<人員> 役員 11名(理事長1名、理事8名、監事2名(いずれも非常勤))
職員 9名(すべて常勤)
(※平成22年10月1日現在)

<予算> 237百万円(平成22年度)

<業務>

- 柔道整復師の試験の実施に関する事務
- 柔道整復師の免許登録の実施等に関する事務
- 柔道整復術に係る調査研究及びその助成
- 柔道整復師に対する講習会の実施
- 柔道整復師による国民の健康の保持増進のための事業の指導及びその助成
- 柔道整復術に係る国際機関・団体等との学術交流
- 柔道整復術に係る出版物の刊行
- その他財団の目的を達成するために必要な事業

柔道整復師国家試験の概要(①)

《試験概要》

1. 柔道整復師とは

- 骨、関節等の損傷に対し、外科手術などの出血を要する技法を用いず、皮膚の上から手で元の状態に戻す技法(柔道整復術)を用い回復を促す、医療関係職種の一つである。
- 対象疾患は、骨折、脱臼、打撲、捻挫及び挫傷など、急性の外傷である。
(※骨折、脱臼の患部に施術する際は医師の同意が必要。)

2. 国家試験の概要

(1) 受験資格

- ・文部科学大臣、厚生労働大臣が指定する大学や専門学校において、3年以上、必要な知識、技能を修得した者が対象である。

(2) 試験科目

- ・解剖学、運動学、整形外科学、リハビリテーション医学、柔道整復理論など11科目で実施される。

(3) 試験

- ・毎年1回行われる。(平成5年以降、18回実施。近年は平成22年3月に実施)

(4) 免許

- ・国家試験合格後に免許登録を行うことで業務ができる。

柔道整復師国家試験の概要(②)

《指定試験制度の趣旨・指定理由》

3. 指定試験制度の趣旨

- (1) 柔道整復の業務は、国民の健康及び身体の安全に直結するものであり、その質の担保については、国が責任を持って行うべきものであることから、医療関係資格者の質を国家資格制度により担保している。
- (2) 医療関係職種の国家試験については、「行政改革に関する第五次答申」(昭和58年3月)の趣旨に従い、行政事務の簡素化のため、これ以降に国家資格化されたものは、試験事務等を指定機関が行うこととされた。
- (3) 全国統一的に一定の質を担保し、公平かつ厳正に実施する必要があることから、一つの公益法人を指定している。
- (4) なお、指定機関については、各資格法において指定法人の要件を定めるとともに、役員の選任や事業計画等に認可を要するなど、国の強い関与が規定されている。

4. 指定の要件と指定理由

【指定の要件】柔道整復師法に規定

- ・職員、設備、試験事務等の実施方法その他の事項についての計画が、適正かつ確実な計画であること。
- ・試験事務等の実施に関する計画が適正かつ確実に実施できる経理的および技術的な基礎があること。

【当該法人を試験機関として指定する理由】

試験・登録事務は、もともと各都道府県にて実施されていたが、昭和63年の柔道整復師法改正により厚生労働大臣が実施者となることに伴い、試験・登録業務の実施のための受け皿として、関係者、関係団体の出資の元に設立された。

柔道整復師国家試験の概要(③)

5. 受験者数等

柔道整復師国家試験受験者数等

回数	施行年月日	合格発表日	受験者数	合格者数	合格率
1	平成5年3月7日	平成5年3月31日	1,066名	963名	90.3%
2	平成6年3月6日	平成6年3月31日	1,194名	1,059名	88.7%
3	平成7年3月5日	平成7年3月31日	1,213名	1,005名	82.9%
4	平成8年3月3日	平成8年3月29日	1,276名	1,063名	83.3%
5	平成9年3月2日	平成9年3月31日	1,296名	1,137名	87.7%
6	平成10年3月1日	平成10年3月31日	1,251名	1,071名	85.6%
7	平成11年3月7日	平成11年3月31日	1,266名	1,091名	86.2%
8	平成12年3月5日	平成12年3月31日	1,260名	1,024名	81.3%
9	平成13年3月4日	平成13年3月29日	1,338名	1,041名	77.8%
10	平成14年3月3日	平成14年3月28日	1,439名	1,128名	78.4%
11	平成15年3月2日	平成15年3月26日	2,454名	2,108名	85.9%
12	平成16年3月7日	平成16年3月29日	3,000名	2,215名	73.8%
13	平成17年3月6日	平成17年3月28日	4,122名	2,902名	70.4%
14	平成18年3月5日	平成18年3月27日	5,127名	3,755名	73.2%
15	平成19年3月4日	平成19年3月26日	5,944名	4,416名	74.3%
16	平成20年3月2日	平成20年3月25日	6,702名	5,069名	75.6%
17	平成21年3月1日	平成21年3月24日	6,772名	4,763名	70.3%
18	平成22年3月7日	平成22年3月25日	7,156名	5,570名	77.8%
合計			53,876名	41,380名	

柔道整復師名簿登録者数

年度	新規登録者数	累計 (引継:31,586)
平成4年度	24名	31,610名
平成5年度	965名	32,575名
平成6年度	1,046名	33,621名
平成7年度	1,007名	34,628名
平成8年度	1,068名	35,696名
平成9年度	1,136名	36,832名
平成10年度	1,082名	37,914名
平成11年度	1,102名	39,016名
平成12年度	1,021名	40,037名
平成13年度	1,043名	41,080名
平成14年度	1,134名	42,214名
平成15年度	2,140名	44,354名
平成16年度	2,251名	46,605名
平成17年度	2,950名	49,555名
平成18年度	4,362名	53,917名
平成19年度	4,421名	58,338名
平成20年度	5,584名	63,922名
平成21年度	5,093名	69,015名
合計	37,429名	69,015名

6. 試験手数料等

○受験手数料 23,300円(平成21年度)
 ※柔道整復師法施行令第12条に規定

○免許登録手数料 4,800円(平成21年度)
 ※柔道整復師法施行令第1条第1項に規定

指定試験機関としての状況(①)

《試験問題の作成から実施・登録までの過程》

(試験問題の作成から実施までの業務)

- 1月～3月 : 試験委員の選任
- 5月 : 選任の届出(厚生労働省)
- 6月 : 試験委員会年間会議進行説明(厚生労働省)
- 6月 : 試験委員の発令
- 7月 : 試験委員会①(方針決定・出題依頼)
- 8月 : 試験委員会②(一次選定)
- 8月 : 試験委員会③(二次選定)
- 9月 : 試験委員会④(一次決定)
- 9月 : 試験委員会⑤(最終決定)
- 10月 : 試験委員会⑥(問題検閲)
- 11月 : 試験委員会⑦(予備問題)
- 12月 : 試験委員会⑧(問題校正)
- 1月 : 試験問題部数決定
- 1月～2月 : 問題印刷
- 3月 : 国家試験実施
- 3月 : 採点処理
- 3月 : 試験委員会⑨(問題事前審査)
- 3月 : 試験委員会⑩(問題審査・合否判定)
- 3月 : 合格発表
- 3月～ : 新規免許登録業務
- 4月～3月(随時) : 書換え・再交付等の免許登録業務

○試験委員会は、事前会議を含み年10回実施。

- ・試験委員長、副試験委員長及び試験委員 43名
- ・財団側は理事長、事務局長以下3名
- ・資料作成の期間として委員会毎に2～3週間が必要

○試験委員は、医学、関係法規等の大学教授、准教授及び柔道整復師養成学校の専任教員

○出題は、230問

《試験実施体制》

- ① 試験委員の確保
医学、関係法規等の大学教授、准教授及び柔道整復師養成校の専任教員等の柔道整復師業務に関する有識者の確保を行っている。
- ② 出願受付・審査
出願者数 7,480人(平成21年度)
- ③ 試験会場の確保
毎年、全国で9カ所。受験者数に対応した大学キャンパス等の試験会場を確保している。
- ④ 試験運営
・試験の実施箇所・場所
北海道、宮城県、東京都(2箇所)、石川県、愛知県、大阪府(2箇所)、広島県、香川県及び福岡県
・担当人員数
財団本部 4人
試験会場総括者、会場本部員、監督主任者及び監督員 約 450人

試験本部長、試験本部員、試験総括者、監督主任者及び試験監督員を配置し、試験の厳正かつ円滑な実施を図っている。
- ⑤ 合格発表
・厚生労働省にて合格者の受験地、受験番号を公表
・合格証書(成績等通知書を含む)を送付
・なお、速報として、財団及び厚生労働省のホームページにおける公表を実施

指定試験機関としての状況(②)

≪試験事務の収支状況≫

(平成21年度実績)

収入 174,284,000円
 支出 128,051,194円
 収支 46,232,806円

過去3年度分の収支状況

(参考)収支状況の推移

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収支	47,350,296円	59,914,187円	57,400,323円
次期繰越	220,777,639円	239,019,761円	72,399,595円

※収支に投資額は含まない。

≪試験手数料の積算根拠≫

○受験手数料:23,300円(平成16年度改訂時)

人件費 31,724 千円
 物件費 89,733 千円
 計 121,457 千円

受験者数の平均(過去3回)

5,209人

$121,457 \text{ 千円} \div 5,209 \text{ 人} = 23,316 \text{ 円}$

1件当たり計上単価 23,300円

○免許登録手数料:4,800円(平成16年度改訂時)

人件費 7,908 千円
 物件費 13,312 千円
 計 21,220 千円

登録者数の平均(過去3回)

4,409人

$21,220 \text{ 千円} \div 4,409 \text{ 人} = 4,813 \text{ 円}$

1件当たり計上単価 4,800円

当面の改革事項

受験手数料の見直し

- ・ 事業の効率性を高め、コスト削減に努めるとともに、システム更新の引当金、不測の事態等の予備費を除き、剰余金の適正化を図ることにより、受験手数料等を見直す。

国における指定試験機関等の適正化

- ・ 医療関係職種の試験事務について、指定機関を一元化する方向で、関係団体との調整に入り、段階的に実施する（平成23年3月までに、具体的な改革案をとりまとめる。）。

※ 平成22年5月27日に、同等な試験業務を実施している「(財)医療研修推進財団」の省内事業仕分けが審議され、上記内容で公表済み